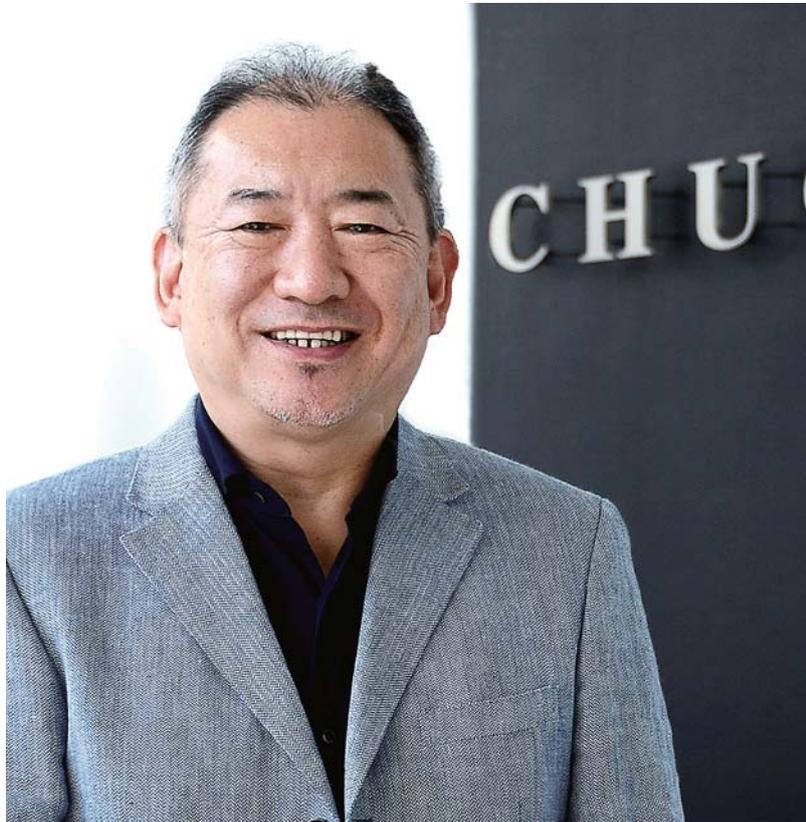


ビジネスサポートなごの

Business support NAGANO

8

AUGUST 2013



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社中外製作所
代表取締役

大橋 充夫氏

Mitsuo Ohashi



株式会社中外製作所

須坂市井上1700-21

TEL 026-215-2011 FAX 026-215-2123

創業 昭和25年9月

資本金 4,800万円

業種 液晶関連装置・半導体関連装置・電子部品関連装置・画像認識装置・試験機・治工具等の設計・製造、介護機器の設計・製造・販売、人材派遣業

経営者の役割は、社員の幸福実現にある。

「経営者の役割は、会社を大きくすることではなく、従業員の幸福を実現することだと思う」。中外製作所社長、大橋充夫さん(59)は経営者としての信念をそう語る。

同社は大橋さんの伯父が、無線受信機、電気部品などを製造・販売する会社として昭和25(1950)年、長野市権堂町で創業。事業の拡大にともなって移転・拡張を繰り返し、平成18(2006)年インター須坂流通産業団地に本社工場を構えた。現在、社員約100人。液晶関連装置、半導体関連装置、自動省力化機械などの設計から加工、組立まで一貫生産する総合力を強みとする。

大橋さんが社長に就任したのは91年、38歳の時。それまではほぼ順調に業績を伸ばしてきたが、その翌年バブルが崩壊、創業以来の大きな試

練に直面する。「毎年売り上げが2割ずつ減り続け、5年後には最盛期の半分にまで落ち込みました」。

取引先が減り、資金繰りも厳しくなった。大橋さんは、会社の立て直しのために従業員を減らすことを決意。「辞めていただく従業員と一人ずつ面談し、会社の状況を説明、退社をお願いしました。従業員に会社を辞めてくれというのは本当につらかった」。

その結果、65名いた従業員は32名に。しかし大橋さんはこの時、「もう二度とリストラはしない」と決意する。以来、再び従業員を雇い入れる際には必ず「あなたの生活を一生面倒みるつもりでいる」と話す。雇用に対する責任を貫くためだ。

それまで培ってきた技術力が液晶業界の伸びとともに業績を支え、売

上げは見事回復。しかし、その液晶業界も現在は飽和状態に。そこで、会社が生き延びるための新たな事業を模索。平成24年、「株式会社Acro」と「シニアライフパートナー楽蔵」を設立し、介護福祉用具の販売および福祉分野での自社開発製品の製造・販売と、ものづくり会社への人材派遣・業務請負事業に進出した。将来大きな市場が見込まれる介護福祉分野での事業展開をめざす。

この部門を担うのが経理部門のリーダーを務める大橋さんの長女、黒柳和子さん。大橋さんは次代を担う黒柳さん世代の人材を各部門で育て、毛利元就の「三本の矢」のような組織づくりをめざしたいという。

経営環境が急速に変化するものづくり業界。舵取りにはスピード感と経営者の信念が求められている。

回覧

CONTENTS

AUGUST 2013

8

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社中外製作所 代表取締役

大橋 充夫 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

著作権について(2)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編⑩)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

「残業命令を拒否されたら、解雇できるか？」
を一緒に考えましょう。

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第29回 貸借対照表分析②
—債務償還年数—

7

スポーツNOW

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

8月の予定

1木	16金
2金 東部部会納涼パーティー	17日
3日 法人会落語寄席(信更)	18日
4日	19月
5月	20火
6火	21水
7水 経営相談室	22木 決算法人説明会(9月決算法人対象) 法人会落語寄席(三輪)
8木	23金
9金 総務委員会	24日
10日	25日
11日	26月
12月 産業フェアin善光寺平出展社説明会	27火
13火	28水 経営相談室
14水	29木
15木	30金 企画運営評議員会
	31日

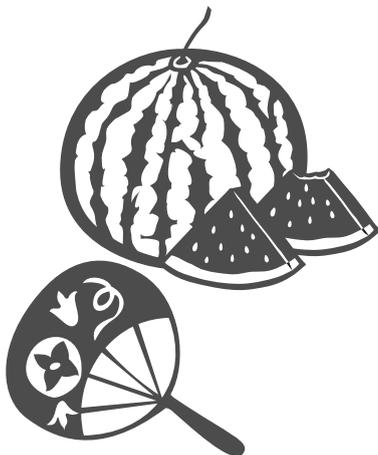
事業レポート

青年部租税教育事業「出前先生」

今年度、青年部で社租税教育事業として「出前先生」を行っています。長野税務署とのタイアップまたは青年部単独で管内高校に出向き、税の仕組みや社会に出て働くことの意義を伝えています。この活動は本年度の「全国青年の集い広島大会(青年部全国大会)」において関信局代表として発表予定です。

これまでの実績(今後の予定)

長野女子高校・須坂園芸高校・北部高校・更級農業高校・長野西高校(予定)



9月の予定

1回	16回
2月	17火
3火	18水
4水	19木
5木 須高ブロック役員会	20金 ながの結婚支援センター出会いパーティー
6金	21土
7日 租税教育事業出前先生	22日
8日	23日
9月	24火
10火 決算説明会(10月決算法人対象) 法人会落語寄席(飯綱・信濃町)	25水 経営相談室
11水 経営相談室	26木 青年部例会
12木 東部部会ゴルフコンペ	27金
13金	28日
14日	29日
15日	30月

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方

継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー **視聴無料**

(長野法人会HPトップページの下段にバナー(見出し画像)があります)

常時200タイトルの
セミナーが視聴可能!!



オススメプログラム TOP5

ID: hj0901 パスワード: 0011

- ① 消費税につぶされない極意 ～対談篇～
消費税の税収と滞納税額、消費税の計算の仕組み
立川税理士法人代表 税理士 村野 俊輔 氏
- ② 組織活性化のためのファシリテーション
実践研修 相手の本音を引き出し、人を動かすリーダーになるためには!
株式会社ディベロップメント 代表取締役 片貝 竜也 氏
- ③ 電話応対マナー《パート2》
有限会社オオフィスオオイ 代表取締役 大井 澄子 氏
- ④ 部下を持つ方への「指導力向上」研修
～メンターとしてのほめ方・叱り方を身につけ、部下を伸ばそう!～
人財育成コンサルタント 株式会社レインボーコミュニケーション 代表取締役 山田 千穂子 氏
- ⑤ 町工場のおやじ はじめての電気自動車に挑む!!
～不況なんかに負けへんで! 「Meguru」開発奮闘記!～
株式会社淀川製作所 代表取締役 小倉 庸敬 氏

決算説明会

9月決算法人対象

開催日時

8月22日(木)

10:00～11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

9月10日(火)

10:00～11:30

ホクト文化ホール

法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日
税務・労務相談は都度実施
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

8月7日(水)

28日(水)

10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル 3F
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった場合に
各専門家と相談の上、日程調整いたします。

費用

会員＝無料、 会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
 弁護士 倉崎 哲矢
 倉崎法律事務所



著作権について(2)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて前回は、著作権法上保護される「著作物」とはどのような物なのかという問題点についてお話しさせていただきましたが、今回からは実際に「著作物」か否かが争われた具体例についてお話しさせていただきます。

今回お話しさせて頂くのは、「応用美術品」の著作物性についてです。

まず、一般に「美術品」といいますと、例えば絵画とか彫刻などといった物を思い浮かべる方が多いかと思いますが、このような専ら美術鑑賞のみを目的とする美術品は、講学上「純粹美術」と定義されております。

これに対し「応用美術品」とは、実用に供される美術品のことであり、茶碗や壺などが典型例です。

ここで著作権法の条文構造について説明させていただきますと、**著作権法第2条**は、「著作物」について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、**文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」と定義付けており、また、同法第10条第1項第4号は、著作物の例示として、「**絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物**」を挙げています。

したがって、ある物が「著作物」かが問題となる場合にそれが純粹な実用品である「工業製品」である場合は、「**文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」ではないので、「著作物」には該当せず（したがって、著作権法による保護の対象に

ならない）、他方先ほど触れた「純粹美術」であれば、「著作物」に該当するということになります。

問題なのは、一方で美術鑑賞の対象となるような外観を備えながら、他方において実用性も備えた、すなわち「工業製品」と「純粹美術」の中間に位置付けられる「応用美術品」をどのように取り扱うかということであり、これまで学説や判例上激しく議論されてきました。

まず、条文は、このような「応用美術品」の内、茶碗や壺など手工的に一品製作される「美術工芸品」については明文で著作物性を認めておりますので（**著作権法第2条第2項**）、これらが「著作物」に該当することは争いありません。

争いがあるのは、このようないわゆる「一品物」ではなく、例えば量産品の人形などの「著作物性」についてであり、電子玩具であるパービー人形や、型枠にプラスチックを注入して生産されたプラスチック製の仏壇彫刻などの著作物性が裁判上争われましたが、判例の傾向は、先ほど触れた「美術工芸品」、すなわち「一品物」でなくとも、「純粹美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされる」ような物、あるいは「そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるもの」については、著作物性を認めるべきと述べており、量産品であっても事案によっては著作物性が認められ得るという考え方に立っております。

BOOK
 ビジネス書
 ランキング

今月の売れ筋10冊

2013.6/1~6/30
 平安堂長野店 提供

- 1 統計学が最強の学問である ■榊原英資/著 ダイアモンド社 1,600円
- 2 雑談力が上がる話し方 ■斎藤孝/著 ダイアモンド社 1,429円
- 3 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送/著 あさ出版 1,400円
- 4 伝え方が9割 ■佐々木圭一/著 ダイアモンド社 1,400円
- 5 「ついていきたい」と思われるリーダーになる51の考え方 ■岩田松雄/著 サンマーク出版 1,400円
- 6 幸せのサービス ■宇都宮恒久/著 日本能率協会 1,400円
- 7 不格好経営 ■南場智子/著 日本経済新聞出版社 1,600円
- 8 ディズニー ありがとうの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋/著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 9 大好きなことをやって生きよう! ■本田健/著 フォレスト出版 1,300円
- 10 スタンフォードの自分を変える教室 ■ケリー・マクゴニガル/著 大和書房 1,600円

今月の一冊



不格好経営

南場智子 著 日本経済新聞出版社
 1,600円(本体価格)

本書は、「DeNAという企業がどのように生まれ、成長したのか?」を説いています。創業者が明かす、試行錯誤と奮闘の経営の舞台裏です。経営者の方に、必読の一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 (番外編⑱)

前回に続き今回は、平成25年度税制改正のうち、贈与税に関する改正内容の概要について説明いたします。

1. 贈与税関係の改正概要

贈与税関係の改正については、最高税率を50%から55%に引き上げ、従来は1通りであった税率表を2通りに拡充(新設は、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けたケースに使用し、税率が低い)されました。

さらに、孫など直系卑属への教育資金1,500万円までの一括贈与(信託形式)につき非課税とする措置が創設されました。

相続税の場合と同様、最高税率の引き上げなど税負担の拡大を図りつつ、一方では子や孫などの直系卑属への生前贈与を促すために減税を実施したという特徴があり、前者は税源確保を目的としており、後者は財産移転に伴う支出拡大による景気浮揚を意図した改正内容となっています。主な内容は次のとおりです。

I) 贈与税の税率構造の見直し関係

★適用時期は平成27年1月1日以降

★暦年課税贈与の税率構造の複数化

①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造と、②それ以外の場合の贈与財産に係る贈与税の税率構造の二種類の税率構造になりました。

現行	税率		改正(注②)		改正(注①)	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%		同左	10%		
300万円以下	15%	10万円	同左	15%	10万円	200万円以下 10%
400万円以下	20%	25万円	同左	20%	25万円	400万円以下 15%
600万円以下	30%	65万円	同左	30%	65万円	600万円以下 20%
1,000万円以下	40%	125万円	同左	40%	125万円	1,000万円以下 30%
1,000万円超	50%	225万円	1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下 40%
			3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下 45%
			3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下 50%
					4,500万円超	55%

注①: 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率

注②: それ以外の場合の贈与財産に係る贈与税の税率

II) 相続時精算課税制度の対象者の見直し

★適用時期は平成27年1月1日以降

★相続時精算課税制度の対象者の見直し

	現行	改正
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者

※相続時精算課税制度とは、ある贈与者から贈与を受ける財産について、この制度を選択することで、2,500万円に達するまでを限度に、贈与時の贈与税をとりあえず非課税扱いとし、後に、その贈与者がなくなったときの相続財産を、①それまでの贈与財産の贈与時の価額と②死亡時の相続財産の価額を合算(①+②)することで、改めて相続税として精算する制度です。

税務署からのお知らせ

中学生、高校生の「税についての作文」大募集!

■テーマ: 税に関すること ■ 税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなど何でも結構です。

●中学生●

締切り 平成25年9月5日(木)
 文字数 原稿用紙(400字詰め)3枚以内
 提出先 所属の中学校を通じて地区納税貯蓄組合連合会へ提出
 発表 平成25年11月初旬
 入選 内閣総理大臣賞/総務大臣賞/財務大臣賞/文部科学大臣奨励賞(ほか入選作品には賞状と副賞(記念品)を贈呈)

●高校生●

締切り 平成25年9月6日(金) 必着 応募点数 1人1編
 文字数 800字以上1200字以内
 提出先 最寄りの税務署
 表彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。優秀作品は都道府県名・学校名・学年・氏名とともに国税庁ホームページや国税当局が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料を提供するなど広く発表します。

※2,500万円を超える贈与部分については、20%の贈与税が課税されます。なお、ある贈与者からの贈与について、一度、相続時精算課税制度を選択しますと、その後は暦年課税の贈与税の適用を受けることができませんので、選択に当たってはその点も十分検討してください。

※この制度を適用した結果、(2,500万円を超える贈与があった場合)納税した贈与税額があった場合には、相続税額から控除することになります。

III) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の新設

★適用時期は平成25年1月1日から平成27年12月31日の3年間

子・孫など直系卑属に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、対象者ごとに1,500万円までを非課税とする措置が創設されました。

《制度の概要》

受贈者の年齢	30歳未満(教育資金管理契約締結日などにおいて)
贈与者	直系尊属(曾祖父、祖父、父母)
非課税金額	受贈者1人につき1,500万円(うち学校等以外分は500万円限度)
拠出方法	金融機関(信託銀行、信託会社含む)へ信託等行う
拠出できる期間	平成25年4月1日から平成27年12月31日までに拠出されるもの
払い出しの確認	教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出
届出書	金融機関を経由して、「教育資金非課税申告書」を税務署に提出
終了時	①受贈者が30歳に達したときに残額がある場合は、その時点で贈与税が課税される ②受贈者が死亡した場合は、贈与税は課さない

《教育資金とは》

教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

(1) 学校等に直接支払われる入学金その他の金銭とは

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(入園)試験の検定料など直接の教育費用のほか、学校等が証明書を発行する学用品費、修学旅行費、学校給食費を想定しており、下宿代などは不可と考えられる。

※学校とは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校をいう。外国の教育施設としては、その国の学校教育制度に位置付けられている学校(日本の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校に相当する学校)

(2) 学校等以外の者に直接支払われる金銭のうち一定のものとは

500万円限度の学校以外については、①教育(学習塾、家庭教師、そろばん塾など)に関する役務の提供の対価や施設の使用料、②スポーツ(水泳、野球など)、文化芸術(ピアノ、絵画など)に関する活動、その他教養の向上のための活動の指導に対する対価、③前述①役務の提供、②指導で使用する物品の購入に要する費用が想定されている。

《ご注意ください》

相続時精算課税制度及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の適用を受けようとする場合は、適用方法が複雑ですので、文部科学省や国税庁のHP又は最寄りの税務署・関与税理士にご確認ください。

詳しくはウェブサイトをご覧ください 全国納税貯蓄組合連合会 ▶ www.zennoren.jp / 国税庁 ▶ www.nta.go.jp

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカス)



傳田清一 社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

「残業命令を拒否されたら、解雇できるか？」を一緒に考えましょう。

皆様の会社では残業させる時はどのように運用していますか？

上司が常に部下の仕事の状況を把握して、そのうえで残業を指示していますか？

それとも、社員が勝手に残っていますか？

本来、残業とは「所定労働時間をオーバーして働く時間」なので上司からの指示で行うものです。

逆にいうと、上司の指示が無いと残業してはいけません。

そこで、アフター5に予定がある日に上司が残業命令をしたという状況で考えてみましょう。

- 1、上司が業務上の必要性により残業することを命じた。
- 2、時間外労働、休日出勤に関する協定は会社と社員代表との間で合法的に締結し、労働基準監督署に提出済み（この協定を一般的に36協定といいます）。
- 3、社員はこの命令に従わなかった。
- 4、会社は社員に何度も始末書の提出を求め、注意・指導をしたが提出しなかった。
- 5、会社は労働組合の意向も聴取した上で、就業規則上の懲戒事由に該当するとして社員を懲戒解雇した。
- 6、就業規則には「業務命令違反は懲戒解雇」と記載されている。ここでポイントとなるのは36協定が締結されているか否かです。さらには、残業の具体的な内容が36協定によって定められているか否かです。

たとえば、残業命令に関する36協定の具体的な内容の記載例として

- 1、納期に完納しないと、重大な支障を起こすおそれのある場合
- 2、試算表作成、給与計算、または、棚卸、検収、支払い等に関する業務などの場合
- 3、〇〇工事等のため、所定時間内に作業することが困難な場合
- 4、機械の移動、設置、修理等のために作業を急ぐ場合
- 5、生産目標達成のために必要がある場合
- 6、業務の内容によりやむを得ない場合
- 7、その他、これらに準ずる理由のある場合
- 8、労働時間を延長する場合でも月40時間を超えないものとする。

ただし、緊急的にやむを得ず月40時間を超える場合は、事前に協定を締結する 等々

ここまで具体的に残業の理由が記載されていれば有効性が増します。

- さらに、懲戒解雇についても
- 就業規則による懲戒解雇であること
 - 懲戒解雇に至る過程の中で労働組合からの意見聴取を実施していること
 - 始末書の提出等を何度も求め注意をし、指導も実施している
- このような場合は、残業命令が優先し、懲戒解雇の有効性も考えられます。

この場合、36協定が有効に機能していないと、残業命令を発せられないということがわかります。

もっとも、労働基準法での所定労働時間は、1週間で40時間・1日で8時間と決められていて、この時間を越えて残業させる場合は36協定を締結して、残業時間の設定が必要になります。これは「1分・1時間だけでも残業してもらう場合」はこの協定書の締結が絶対に必要なのです。

そして、36協定の締結のポイントは

- 残業時間の時間数
- 休日出勤の日数の設定
- 社員代表との締結（有効な選出方法で選ばれた社員代表との締結が必要）
- 有効期間は最長1年間となっています。

さらに、従業員1人の会社でも、残業させる場合は36協定の提出が「法的な義務」となります。

また、36協定の有効期間は1年ですが、これを徒過したまま、放置されているケースが散見されますので十分注意しましょう（自動更新はできません）。

有効な36協定があれば、仮にアフター5に予定が入っていても残業してもらうことが可能です。ただし、アフター5の予定の内容にも配慮すべきですし、健康上の問題も考える必要があります。また、育児、介護などの事情も十分考慮する必要があります。総合的な状況の中で判断することが最も重要なことです。そうしないと、感情的なねじれが生じ、労使トラブルに発展する可能性もあります。

経営者の成長指南

会議の記録

ある国家的な大事件が起きたとき、政府や大企業が集まって会議が繰り返されました。ところが会議の公式な記録が作成されていませんでした。このため、大騒ぎになったことがあります。

会議で決められたことは、参加者が約束したことです。約束は果たさなければなりません。つまり、会議で決まったことは実行しなければならないのです。

仕事の中で、あなたは会議で決めたとおりにやっていない、いや、私は決めた通りにやっていると水掛け論が始まったことがあります。決定事項を確かめればいいのかということになりましたが、会議録がありませんでした。二人はそれぞれにメモを取っていて、それが決定事項だと考えていたのです。メモを突き合せてみても、内容がまちまちだし、恣意的なことが書き込まれていたりで、水掛け論が延々と続くばかりでした。

こんなことにならないためにはルールに則った正式な記録が必要です。記録する人は誰か、何を記録するのか、記録した内容を誰が確認するのかなどを定め、記録の保管場所や方法も決めておきます。

会議によって、記録する内容も変わります。結論だけを書いておく場合もあるでしょう。議論の要点を記しておくこともあるでしょう。発言を逐一記録しておかなければならない会議もあるでしょう。

会議ではいろいろな意見も出ますし、提案もなされます。最終的にどこに収まったのか、そこに至るまでのプロセスはどうだったのか。そうした記録が、あとあと重要な意味を持つこともあります。

いずれにしても、会議の記録は必ず残し、参加者ならだれでも閲覧できるようにしておきたいものだと思います。



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 井原正人

第29回 貸借対照表分析② -債務償還年数-

今回は債務償還年数について説明します。

借入金については、一般的に少ないほど財務的に健全といわれますが、ほとんどの会社には借入金があると思います。どのくらいの額までなら適正かというのは会社の規模や業種によって異なり一概にはいえません。

しかし、債務償還年数を算定することで、規模の大小の影響を排除して、借入金の額が多いか少ないかの目安を得ることができます。

債務償還年数は、現在のキャッシュフローの場合に、有利子負債が完済までに何年かかるかを示す指標で、計算式は以下の通りです。

$$\text{債務償還年数(年)} = \frac{\text{有利子負債} - \text{正常運転資金} - \text{現金預金} - \text{換金性のある有価証券}}{\text{経常利益} - \text{法人税等} + \text{減価償却費}}$$

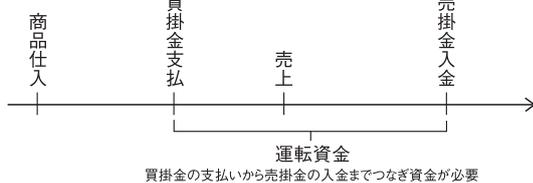
分子の有利子負債は、長短借入金、社債及び割引手形です。正常運転資金は、一般的に

$$\text{営業債権} + \text{棚卸資産} - \text{営業債務} \quad (\text{異常な原因により発生したものを除く})$$

と計算され、マイナスの場合はゼロとします。

正常運転資金を控除するのは、材料や商品を購入して、その代金を支払ってから、商品・製品を販売して売掛金が決済されるまでは資金が不足します。その部分を恒常的に借入金で調達することはやむを得ないと考えるため返済が必要な有利子負債から控除します。

<運転資金のイメージ>



現金預金及び換金性のある有価証券を控除するのは、有利子負債から返済可能な財源を控除することで有利子負債を純額でとらえようとするためです。

分母の式は、簡易的な営業キャッシュフローを表しています。

営業キャッシュフローとは、営業活動から得られた資金のことで、借入金の返済財源となるものです。

債務償還年数について、一般論としてよく言われているのが10年を超えるると注意が必要というものです。

これは、金融機関が貸出先の会社の財務内容を評価するにあたって、債務償還年数も考慮に入れていて、これが10年を超えると財務内容に注意が必要な先と判断しているケースが多いことによります。

貸付先の会社の債務償還年数と金融機関の評価の関係は、たとえば図1のようになります。

図1

		債務償還年数			
		10年	20年	30年	50年
自己資本	自己資本プラス	正常先	要注意先	要管理先	要管理先 破綻懸念先
	自己資本マイナス	要注意先 5年	要注意先 要管理先	要管理先 破綻懸念先	破綻懸念先
		10年	破綻懸念先～実質破綻先		実質破綻先

出典:「実践的中小企業再生論」藤原敬三 (中小企業再生支援協議会全国本部統括プロジェクトマネージャー) 著

正常先や要注意先という用語の説明はここではいたしません、「正常先」以外は、何らかの注意が必要な貸付先と評価されているということです。図1によれば、債務償還年数が10年を超えると正常先ではないと評価されてしまいます。

宿泊業など設備投資に多額の資金が必要で、かつ回収に時間がかかる業種では上記の基準に当てはまらない場合もあります。また、金融機関が必ずしも上記の基準で評価しているわけではありませんが、債務償還年数は概ね10年を超えると注意が必要というのが一般的な認識となっています。

スポーツNOW

第5回

ただひとえに、金庫に感謝 ～甲子園の土を踏みしめて～

長野信用金庫 川中島支店 支店長 佐藤 康 氏



今年も夏の甲子園の季節がやってきました。今回は、ちょうど30年前、昭和58年の夏の甲子園に出場した佐藤 康 氏(長野商業高校→長野信用金庫)にご登場いただきました。

○甲子園までの道のりを振り返って

その年の長野大会は、私立の天竜光洋高校(現・県立松川高校)が、春の北信越大会で準優勝をするなど勢いがあり、優勝候補であった。その天竜光洋を三回戦で撃破し、ついに決勝戦では飯田高校に2-1で勝利。周囲はもちろん、我々メンバーもまさか優勝して甲子園に行けるとは思っていなかった。

○甲子園の思い出

甲子園に出たのもうれしかったけど、2年生ながらレギュラーとして試合に出られた喜びの方が大きかった。

対戦校は仲田幸司(阪神)を擁する沖縄の興南高校。試合ではヒットも打ち、打点も挙げる活躍をしたが、惜しくも1-2でサヨナラ負け。

今思うと、池山(ヤクルト)、水野、香田(巨人)、田辺(西武)、野中(阪急)などプロになった選手が大勢出場した甲子園で、すごい大会に出られたんだなあと思う。

○野球人生で学んだこと

天竜光洋との試合前日には、珍しく教室にこもって「明日は必ず勝つぞ!」と

いうミーティングをした思い出がある。監督が、「県外から選手を集めてくる私立には絶対負けたくない!県立校の意地を見せるぞ!」という気持ちをもち、我々を鼓舞した。ミーティングと言っても、このように精神論的なものがほとんどで、現在主流となっている相手チームのデータ分析などではなかった。

野球を通じて、礼儀作法、先輩・後輩などの縦社会での順応の仕方などを学ぶことができ、それが自分にとっては当然のこととなり、社会人になった今でも役に立っている。

○会社(金庫)に対して思うこと

野球しかやってなく、勉強不足であった自分を採用し、ここまで育ててくれたお客様や金庫には、言葉では言い尽くせないほど、感謝の気持ちでいっぱいである。

金庫には伝統ある野球チームがあり、20余名の行員が監督、選手、マネージャーを務めている。メンバーの一人として、野球を通じいい人材を育て上げて、地域や金庫に恩返しのできたらいいと思っている。

【文責:事務局】

■事務局では「あの会社にこんな選手がいる」「ウチのスタッフがあの選手の身内だ」等々情報提供をお待ちしております。

情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information



このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

こんな会社があってもいいんじゃない?

おいしく元気な飲食店の オーダーメイドパートナーです。

私たちは、肉カットを中心にソース・タレ等の惣菜加工を行う手づくり仕込み工房です。長野県内および首都圏エリアで、安全・安心の食材を使用し、製造過程から各パートナー様のオーダーに合わせた特注品をご提供しています。



平成25年4月、
新工場稼動!

衛生的な最新鋭設備で
手づくり加工しています。



株式会社 **プライトーム**

長野市南長池280番地15(エムウェーブ西隣)
TEL.026-285-0116
FAX.026-285-0465



リサイクル オフィス家具

「特価」にて
ご提供

ワゴン



10台
限り

3,900円 (税込)

両開書庫



5台
限り

6,300円 (税込)

肘付椅子



20脚
限り

4,200円 (税込)

スタック椅子



各種

1,800円 (税込)

中古家具の宝庫 **ナガコウ**

長野市吉田5-27-5 ☎026-258-6025

FUJIFILM

退職祝いの記念品に 『似顔絵』が人気です!



退職する上司に
何を贈ればよいか迷ってます…。

そんな方におすすめなのが
『似顔絵』です。

写真から作成した可愛い『似顔絵』が
「プレゼントされる方」と「プレゼントする方」の
両方の気持ちを“ほっこり”させます。

お世話になった上司に贈りたい
世界で1つだけの記念品です!



サイズ/額縁41.5cm×37.5cm(絵は色紙サイズ)
価格/15,250円(税込)※2名様まで

お気軽にお問い合わせください
長野フジカラー

〒381-2224 長野市川中島町原1355番地
TEL026-284-4330 FAX026-286-4286 担当/金子

Tea Room



- 経済ジャーナリストの森永卓郎さんが「高額納税をした人に名誉を与えたら」と提言している信濃毎日新聞の記事を読んだ。富裕層は巨額の納税をしても、「何ら見返りが無い」ということに不満を持っているという。
- かつては、高額納税者公示制度があったが、個人情報保護に反するというので2005年度に廃止された。私は公示制度は復活すべきだと思っている。高額納税を納めることにより、それだけ日本国に、私達の生活に貢献しているからだ。国民が「高額納税者に対して尊敬する念を持つ」ということが最も必要だ。



このことをヘビースモーカーの友人に話したら「俺も尊敬してほしい」と言われたのには参ったが……

武内 浩

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口まで、お願い致します。
一般社団法人 長野法人会 個人情報取扱係